

●建築協定における交付書類

《新築、増築時》

土地の所有者等(建築主)および設計者 → 委員会

交付書類	記名・押印者	
	土地の所有者等 (建築主)	設計者
建築協定 建築計画 協議書	○	
添付① 建築協定 適合チェックシート	○	○
添付② 配置図		○
添付③ 立面図(4面)		○
添付④ 建築協定 遵守の誓約書(設計者用)		○
添付⑤ 建築協定に関する設計・施工説明 報告書		○

設計者作成  
”

委員会 → 建築主(土地所有者)

交付書類	記名・押印者
	建築協定委員会
建築協定 建築計画 適合確認書	○

《所有権移転時》

土地の所有者等(建築主) → 委員会

交付書類	記名・押印者
	土地の所有者等 (建築主)
土地の所有者等の変更届	○

## パインフィールド緑が丘 建築協定 建築計画 協議書

パインフィールド緑が丘 建築協定  
建築協定委員会 様

土地の所有者等(建築主) → 委員会

平成 年 月 日

土地の所有者等(建築主) 住所 高槻市緑が丘2- ー

氏名 印

TEL

パインフィールド緑が丘(第一地区・第二地区)建築協定 第8条の規定により、建築計画協議書を提出しますので、ご承認をお願い致します。

- 対象となる土地の地名・地番  
(または住所)

\_\_\_\_\_

- 建築の内容 (該当するものに○)

・新築 ・増築 ・改築 ・外構

・その他

内容 [ ]

・委員会へ提出済みの建築計画協議書の変更

内容 [ ]

- 添付書類

- ① 建築協定 適合チェックシート
- ② 配置図
- ③ 立面図(4面)
- ④ 建築協定 遵守の誓約書(設計者)
- ⑤ 建築協定に関する設計・施工説明報告書

その他 ( )

## 建築協定 適合チェックシート

パインフィールド緑が丘 建築協定  
建築協定委員会 様

建築計画 協議書 添付①

平成 年 月 日

土地の所有者等(建築主)

(設計者)

住所 高槻市緑が丘2- -

住所

氏名 印

社名 印

TEL

部門

責任者

TEL

以下の通り、建築協定の第6条(建築物等の基準)に適合していることを確認しましたので、  
建築協定 建築計画 協議書のご承認をお願い致します。

条項	確認内容	適合チェック (適合=○)		
		建築主	設計者	委員会 (受付後)
6-1	建物の用途は一戸建て専用住宅である。 (街区図 I-6、I-7、I-8、H-1、H-2、H-3は、店舗兼用住宅可)			
6-2	建築物の高さは地盤から10メートル以下である。			
	軒の高さは地盤から7メートル以下である。			
6-3	地上階数は2階以下である。			
	屋上は使用していない。			
6-4	敷地の地盤面の高さは、協定締結時のまま変更していない。 (造園・車庫建築のための切土・盛土を除く)			
6-5	協定締結時の石積・擁壁の天端位置より外側に工作物を張り出してない。 (敷地内の階段築造を除く)			
6-6	協定締結時の敷地を分割しておらず、一区画一棟である。			
6-7	建築物の外壁から敷地境界線までの距離は1メートル以上である。			
	敷地境界線から1メートルの間にある建築物(物置・類する物)は、 高さ2.3メートル以下かつ面積5平方メートル以下である。 (壁を有しないカーポート、壁を有するカーポートの前面を除く)			
6-8	建築物の建ぺい率は50%以下である。 (建築物に物置・カーポートなどは含まない)			
6-10	建築物の色彩・形態および意匠は良好な住宅地に調和するものである。			
	敷地内の空地は極力、緑化に努める。			

# 建築協定 遵守の誓約書

(設計者用)

パインフィールド緑が丘 建築協定  
建築協定委員会 様

建築計画 協議書 添付④

平成 年 月 日

(設計者) 住所

社名

印

部門

責任者

TEL

当社は、 邸(所在地 )の設計・施工に関して、住宅地として  
良好な環境を高度に維持増進するため、パインフィールド緑が丘(第一地区・第二地区)建築  
協定を遵守することを誓約致します。

## 建築協定に関する設計・施工説明 報告書

パインフィールド緑が丘 建築協定  
建築協定委員会 様

建築計画 協議書 添付⑤

平成 年 月 日

(設計者) 住所

社名

印

部門

責任者

TEL

当社は、 邸(所在地 )の設計・施工に先立ち、  
土地の所有者等(建築主) 様に対し、下記の事項についてご説明し、ご了解  
をいただき、所定の書類をお渡ししたことを報告致します。

1. パインフィールド緑が丘(第一地区・第二地区)建築協定に定められた事項を守ること
2. パインフィールド緑が丘建築協定委員会の規約に定められた事項を守ること
3. 住宅本体の新築・増築などの際には、委員会と事前協議を行うこと
4. 事前協議においては、「建築協定 建築計画 協議書」など委員会所定の用紙を提出し、  
必要とされる図面などを適切に添付すること
5. 事前協議に係る所定の用紙および図面などに記載された事項を忠実に履行すること
6. 事前協議を行い、委員会の承認を得たものであっても、施工時点で変更が生じた  
場合は、工事に着手する前に再度、委員会と協議すること
7. 住宅本体の新築・増築などに限らず、塀・フェンス・物置・看板の設置など、全ての  
工事について、委員会と事前協議を行うこと

## 土地の所有者等の変更届

パインフィールド緑が丘 建築協定  
建築協定委員会 様

土地所有者等 → 委員会

平成 年 月 日

(土地の所有者等) 住所 高槻市緑が丘2-1

氏名 印

TEL

私はこの度、パインフィールド緑が丘(第一地区・第二地区)建築協定地区の土地の所有者等となりましたので、同協定の第14条の規定により変更届を提出致します。

同協定およびパインフィールド緑が丘建築協定委員会の規約に定められた事項を守り、住宅本体の新築・増築などの際には、委員会と事前協議を行うなど、良好な住宅環境を維持・増進することに努めていくことを約束致します。

特記事項 :